

指定居宅介護（重度訪問介護・行動援護）事業運営規程

【ヘルパーステーションこころ式】

（事業の目的）

第1条 株式会社R e A Lが設置経営するヘルパーステーションこころ式（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（重度訪問介護・行動援護）（以下「事業」という。）は、障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を適切に提供することにより、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。

（運営の方針）

第2条 指定居宅介護（重度訪問介護・行動援護）の運営方針は次のとおりとする。

- 1 指定居宅介護にあつては、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定重度訪問介護にあつては、「家事」の後ろに、「外出時における移動中の介護」を加えてこれを適用する。
- 3 指定行動援護については、利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力し、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 保険給付として不適正なサービスの提供を求められる場合、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者にその旨を説明することでサービス提供を拒否することができるものとする。
- 6 事業の実施に当たっては、前各項のほか、関係法令等を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ヘルパーステーションこころ式
- 二 所在地 福井県福井市三十八社町401-22

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

二 サービス提供責任者 1人

サービス提供責任者は、居宅介護（重度訪問介護・行動援護）計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定居宅介護（重度訪問介護・行動援護）の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

三 従業者 5人

従業者は、居宅介護（重度訪問介護・行動援護）計画に基づき、サービスの提供を行うものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時から午後17時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護（重度訪問介護・行動援護）の内容）

第6条 事業所が行う指定居宅介護（重度訪問介護・行動援護）の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 家事援助
- 三 通院等乗降介助
- 四 重度訪問介護
- 五 行動援護

（支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（支給決定障害者等）から受領する費用の額及びその他の費用の額）

第7条 事業所は、指定居宅介護（重度訪問介護・行動援護）を提供した際は、支給決定障害者等から当該居宅介護（重度訪問介護・行動援護）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護（重度訪問介護・行動援護）を提供した際は、当該居宅介護（重度訪問介護・行動援護）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 その他の費用の額は、次のとおりとする。

一 交通費

次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護（重度訪問介護・行動援護）に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

（1）通常の事業実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルにつき10円

（2）通常の事業実施地域を越えた地点から往復を計算し、1キロメートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

4 前三項の費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付するものとする。

5 第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者に

対して事前にサービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、福井市、鯖江市、越前町（旧朝日町）の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 従業者は、指定居宅介護（重度訪問介護・行動援護）の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（契約時の書面の交付）

第10条 利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した書面を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供する指定居宅介護（重度訪問介護・行動援護）の内容、苦情受付窓口等を記載した書面を交付するものとする。

（サービス提供の記録）

第11条 指定居宅介護（重度訪問介護・行動援護）を提供した際は、その提供日、内容、実績時間数、利用者負担額その他必要な事項を、指定居宅介護（重度訪問介護・行動援護）の提供の都度記録するものとする。

2 前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護（重度訪問介護・行動援護）を提供したことについて確認を受けるものとする。

3 事業所は指定居宅介護（重度訪問介護・行動援護）の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護（重度訪問介護・行動援護）を提供した日から5年間保存する。

（勤務体制の確保等）

第12条 管理者は、適切な指定居宅介護（重度訪問介護・行動援護）が提供できるよう従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 年1回

（衛生管理）

第13条 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

（重要事項の掲示）

第14条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第15条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情解決)

第16条 指定居宅介護（重度訪問介護・行動援護）の提供に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービスの提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- 一 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- 二 成年後見制度の利用支援
- 三 苦情解決体制の整備
- 四 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 五 虐待防止委員会の設置

(その他)

第19条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社R e A Lと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年9月1日から施行する。